

## 船舶事故調査報告書

平成25年4月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成24年1月2日 03時05分ごろ～03時10分ごろの間）
発生場所	東京都小笠原村南鳥島北東420km付近 （概位 北緯27°03.0′ 東経156°56.0′）
事故調査の経過	平成24年1月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三 <sup>ことぶき</sup> 寿丸、19トン 294-19050宮崎、有限会社寿水産 16.40m (Lr) × 3.83m × 1.62m、FRP ディーゼル機関、478.08kW、昭和61年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年10月27日 免許証交付日 平成19年7月4日 （平成24年7月30日まで有効） 甲板員A 男性 54歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか5人が乗り組み、南鳥島北東沖の漁場において、まぐろはえ縄漁の操業中、平成24年1月1日14時00分ごろから、速力約3ノット（kn）で航行しながら揚縄を開始し、118個目の浮子 <sup>うし</sup> を引き揚げた。 甲板員Aは、翌2日03時05分ごろ、引き揚げた118個目の浮子を船尾側にある機関室囲壁天蓋の保管場所に格納するため、前部作業甲板から左舷側通路に向かった。 甲板員Bは、甲板員Aが、浮子を格納しに行ったものの、5分ほど経っても戻ってこなかったため不審に思い、船橋で操船している船長及び前部作業甲板でラインホーラの操作をしている機関長に報告した。 船長は、03時10分ごろ、5人の乗組員と共に船内及び付近の海

	<p>域を搜索したが、甲板員Aを発見できなかった。</p> <p>船長は、所属する漁業協同組合に通報し、同組合が海上保安庁に連絡を行い、1月4日まで3隻の僚船と共に操業海域付近を搜索したが甲板員Aを発見できず、甲板員Aは、行方不明となり、後日、死亡届により除籍された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮流 西流約0.2kn、水温 約23℃</p>
その他の事項	<p>本船は、船首から船首倉庫、前部作業甲板、船橋、機関室囲壁及び後部作業甲板の順で配置され、左舷舷側に高さ約0.8mのブルワークと高さ約1.5mの機関室囲壁で囲まれた前部作業甲板から後部作業甲板に至る通路があり、同囲壁には、通路から高さ約1.1mの位置に手すりが、また、同囲壁天蓋上周囲及びブルワークトップには、高さ0.6m及び0.4mの手すりがそれぞれ設けられていた。</p> <p>乗組員は、浮子を機関室囲壁天蓋の保管場所に格納する場合、ブルワーク又はブルワークトップの手すり及び機関室囲壁の手すりに上り、片足をそれぞれの手すり等に掛けると共に片手で機関室囲壁天蓋上の手すりを握り、同手すり越しに片手で浮子を持ち上げて置いていた。</p> <p>甲板員Aは、約40年間まぐろはえ縄漁船等に甲板員として乗船しており、本船には、平成23年9月25日から甲板員として乗船していた。</p> <p>甲板員Aは、持病もなく、良好な健康状態であった。</p> <p>甲板員Aは、青色の合羽上下を着て蛍光テープを張ったヘルメットをかぶっていたが、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>甲板員Cは、後部作業甲板で朝食の準備をしていたが、落水音等を聞いていなかった。</p> <p>本船の漁具は、全長約92kmの<sup>みきなわ</sup>幹縄、幹縄の約765mごとに付けた120個の浮子、浮子間に付けた釣針のある16本の<sup>うだなわ</sup>枝縄等で構成されていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>甲板員Aは、行方不明になったが、後日、死亡届により除籍された。</p> <p>本船は、南鳥島北東沖の漁場において、まぐろはえ縄漁の操業中、甲板員Aが、浮子を格納するため、03時05分ごろ、前部作業甲板から機関室囲壁天蓋の浮子保管場所に向かったが戻ってこないため、03時10分ごろ、乗組員により船内を搜索したが発見できず、行方不明となり、この間において、落水したものと考えられる。</p>

	<p>甲板員 A は、浮子を浮子保管場所に置くため、ブルワーク又はブルワークトップの手すり及び機関室囲壁の手すりに上り、片足をそれぞれの手すり等に掛けた際にバランスを崩して落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、南鳥島北東沖の漁場において、まぐろはえ縄漁の操業中、甲板員 A が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴露甲板では、救命胴衣を着用すること。</li> </ul>